

大豊プラントの産廃焼却施設建設工事差し止めをもとめる仮処分事件

## 裁判所が住民の申立てを却下する不当決定



宅地 今年1月、裁判所が建設予定地など現地調査に入った際の住民の出迎え

2008年3月5日に申し立てた仮処分申請に対し、裁判所は今年10月12日、住民らの申し立てを却下する不当な決定をだしました。

決定内容は、この間の審尋で住民側が専門家の意見もふまえ指摘してきた、施設の技術的欠陥により周辺にダイオキシン等の有害物質を拡散させる危険性について、裁判所がまったく耳を傾けることなく、業者の主張を丸呑みにした内容となっており、その姿勢は厳しく批判されなければなりません。

住民側は、今回の決定であきらめることなく、即時抗告を行う予定です。また、8月25日に提起した本訴と設置許可の取消しを求めた行政訴訟においても全力でとりくみ、裁判所がこれら住民の主張に真摯に耳をかたむけた歴史的結論をだすようとりくむ決意を表明しています。

## 液状化、盛土造成地の崩落など甚大な宅地被害に支援を

南台団地被害者の会代表が国交省に要請



12日、左から川崎村議、南台飛田さん、南台武井さん、大名、塩川衆議院議員、大内県議

への支援が全くない現状で、復旧には大変な費用と労力、心労が伴うことから国への支援を求めました。

国交省では、東海村に問い合わせて南台団地の状況を把握しながらの回答の中で、「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を紹介し、適用させてはどうかと述べました。また、これまでに柏崎市の山本団地のみの適用しかないこの事業は、村のとりくむ意思が大変重要になっていることも述べていました。住民負担を伴うのかどうかも国は決めてはいない、県、村、住民の協議の中で具

体化することができるのと事でした。私は、「事業をどう該当させたらよいか、東海村に十分な指導をお願いしたい」と述べました。

また、武井さん、飛田さんからは、被害の惨状を撮った写真が示され、「積極的な公的支援をお願いしたい。被害住民は高齢者も多く自力で補修ができない。実体を調査してほしい」と涙ながらに訴えました。

国土交通省の担当者は、第3次補正予算で市町村が国の制度をより利用しやすいように努力したい」と答えました。

NHK、  
新聞各紙がとりあげた

## 14日開会の議会原子力問題調査特別委員会

村上達也村長は10月11日、細野原発事故担当大臣と面談し、「東海第二原発は廃炉にすべきではないか」等、言及しました。これをマスコミ各社が取り上げ、「東海第二原発、村上村長が廃炉要望」などと報道したことをうけて、東海村議会原特委員会の坏常美委員ほか6名の、委員会開催請求により、14日、委員会が開かれました。

議題は、「東海村長が政府に東海第二原子力発電所の廃炉を求める要望書を提出した件についての説明」でした。

私は、新聞等報道で知った村長の言動について「首長が、村民の安全、安心な暮らしを思ってた言動は首長としてのあるべき姿であり、頼もしい言動」と思っていました。

### 「廃炉にすべきではないか」と、問いかけをおこなった一村長

委員会で村上村長は、「細野大臣との10分間の面談時間をいただき、話し合いのため伺った。その際、短時間のなかで意見を明らかに伝えるため、メモを用意した。これを渡して話し合いをした。廃炉を要望したのではなく、東海第二原発の立地条件や、老朽化した状況を考慮すれば、廃炉にすべきではないかと、問いかけをした」と説明しました。

### 議会に相談しなかったのは議会軽視？

委員の中から「議会に相談しなかつたのか、議会軽視ではないか」など質問が出されましたが、今回の村長の言動は、地方自治法でうたわれた「執行機関は・・・事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負う」の実行にすぎません。「自らの判断と責任において誠実に」この規定は大変重要で、議会は独立の議決機関として自主的な審議決定を行ない、執行機関もまた独立の機関として、もちろん議会が決定した意思は誠実に実行しなければなりません、その場合でも、あくまでもみずからの判断と責任において執行しなければならないのです。

### 委員会での大名の意見

(現時点で発言内容の記録がありませんので、記憶にしたがいで、また要約的に書いています)



委員会時の  
写真ではありません

まず、招集をされましたので今日、委員会に出席はしましたが、新聞報道についての真意を質すような内容を、なぜ委員会でおこなうのか疑問を感じています。

今回の村長の言動については、法にもかなった正当なものです。地方自治法では、「長自らの判断と責任」について明確に規定されています。福島原発事故がおきて村民が原発に危険を感じている中で、村長の発言は、多くの村民を勇気付けました。これからも東海村で安心して暮らして欲しいという希望が持てたのではないのでしょうか。

村長のメモに書かれた内容は、大半は共感できるもので、今回の行動を評価したいと思っています。そして、今回、仮に要望書を提出していたとしても、なんら問題はありません。同様に正当な行動であることを強調したいと思います。